

官報

号外 平成五年六月二日

○第一百二十六回 参議院会議録第二十一号

平成五年六月二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成五年六月二日

午前十時開議

第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に

関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法

律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議

院送付)

第五 簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険

法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議

院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

共産党より反対、自由民主党、日本社会党・護憲
民主連合、公明党・国民会議、民社党・スボーツ・国民連合よりそれぞれ賛成の意見が述べられました。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長佐藤三五百君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聽取した後、地方交付税の特例減額、地方交付税を特別会計に直入する必要性、国庫補助負担金の一般財源化、地方単独事業に対する事業費補正の適用等の諸問題について質疑が行われ、また、その間、参考人の意見聴取を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党より反対、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合よりそれぞれ賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長田辯哲夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

平成五年六月二日 参議院会議録第二十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

平成五年六月二日 参議院会議録第二十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一

「田辯哲夫君登壇、拍手」

○田辯哲夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、生活大団五ヵ年計画に示されたゆとりある豊かな国民生活の実現に資するため、労働時間の一層の短縮を図る目的で提案されたものであります。

その主な内容は、週四十時間労働制を原則として平成六年四月から適用し、被雇用事業所に適用すること、平成九年四月からこれを適用することと、時間外及び休日労働に係る割り増し賃金率を二割五分以上五割の範囲内においてそれぞれ命令で定めること、年次有給休暇の勤続条件を六ヶ月に短縮すること、中小企業の労働時間の短縮を支援する労働時間短縮支援センターを設置すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三日間にわたりて質疑を行ふとともに、労使の代表及び学識経験者を参考人として招き、その意見も聴取いたしました。質疑の中では、多くの委員が週四十時間労働制への移行時期を明確にした本法律案を評価するとともに、労働時間は我が国文化の一つの側面であり、労働基準法の改正は人類の進歩の歴史であるとの認識を踏まえて労働時間法制を考えるべきであるとの所見が示されたのを始めとし、年間総労働時間千八百時間の早期達成、法定労働時間の猶予措置及び特例措置の対象となる事業の範囲の縮小並びにこれら事業の週四十時間労働制への早期移行、変形労働時間制の乱用の防止、時間外・休日労働の抑制及び割り増し賃金率の引き上げ、年次

有給休暇の付与日数の引き上げ及び取得促進等の諸問題について活発な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党的吉川委員より修正案が提出されました。次いで討

論に入りましたところ、日本共産党的吉川委員より、原案に反対、修正案に賛成の旨の、統いて民社党・スポーツ・国民連合の足立委員より、原案に賛成、修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合の各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十五分散会

○議長(原文兵衛君) 日程第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

日程第四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○野別隆俊君登壇、拍手

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○野別隆俊君登壇、拍手

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

るため、簡易生命保険特別会計積立金の運用範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えようとするものであります。

次に、簡易生命保険福社事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

日程第四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 簡易保険福社事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○野別隆俊君登壇、拍手

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、兩案は全会一致をもつて可決されました。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 簡易保険福社事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○野別隆俊君登壇、拍手

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、兩案は全会一致をもつて可決されました。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 簡易保険福社事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○野別隆俊君登壇、拍手

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、兩案は全会一致をもつて可決されました。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

日程第五 簡易保険福社事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野別隆俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○野別隆俊君登壇、拍手

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

官 報 (号 外)

平成五年六月二日 参議院会議録第二十一号

星野 明市君	猪熊 重二君	常松 克安君	片上 公人君
刈田 貞子君	大島 慶久君	吉川 中川	大島 中川
寺崎 昭久君	中川 嘉美君	続 訓弘君	牛嶋 正君
吉川 博君	足立 良平君	吉川 紹	柳川 覺治君
矢原 秀男君	及川 順郎君	吉川 延	牛嶋 正君
広中和歌子君	中西 珠子君	吉川 朝	柳川 覚治君
勝木 健司君	猪木 寛至君	吉川 久	足立 良平君
竹山 裕君	山岡 寛至君	吉川 世	及川 順郎君
大久保直彦君	和田 賢次君	吉川 久	中西 珠子君
高桑 栄松君	鶴岡 洋君	吉川 世	猪木 方榮君
井上 計君	吉田 敦美君	吉川 久	大木 浩君
寺澤 芳男君	黒柳 明君	吉川 久	大木 功君
志村 哲良君	和田 敦美君	吉川 久	前田 納男君
合馬 敬君	鶴岡 洋君	吉川 久	遠藤 要君
武田邦太郎君	小池百合子君	吉川 久	沢田 一精君
矢野 哲朗君	尾辻 秀久君	吉川 久	井上 裕君
前島英三郎君	細川 譲熙君	吉川 久	井上 吉夫君
泉 信也君	吉村剛太郎君	吉川 久	林田悠紀夫君
岡 利定君	正昭君	吉川 久	伊江 朝彌君
河本 英典君	山崎 正昭君	吉川 久	坂野 重信君
田村 秀昭君	狩野 安君	吉川 久	北 修二君
石川 弘君	上野 公成君	吉川 久	坂野 重信君
石渡 清元君	加藤 紀文君	吉川 久	坂野 重信君
木暮 五勇君	野村 紀文君	吉川 久	坂野 重信君
藤田 雄山君	藤田 雄山君	吉川 久	坂野 重信君
藤田 雄山君	藤田 雄山君	吉川 久	坂野 重信君
永野 茂門君	陣内 孝雄君	吉川 久	坂野 重信君
成瀬 守重君	真島 一男君	吉川 久	坂野 重信君
成瀬 守重君	清水 達雄君	吉川 久	坂野 重信君
二木 秀夫君	佐藤 静雄君	吉川 久	坂野 重信君
野沢 太三君	西田 泰三君	吉川 久	坂野 重信君
永田 良雄君	佐藤 泰三君	吉川 久	坂野 重信君
上野 雄文君	井上 章平君	吉川 久	坂野 重信君
本岡 昭次君	二木 秀夫君	吉川 久	坂野 重信君
立木 洋君	野別 隆俊君	吉川 久	坂野 重信君
志苦 裕君	庄司 中君	吉川 久	坂野 重信君
小川 仁二君	千葉 景子君	吉川 久	坂野 重信君
稻村 稔夫君	大須 紗子君	吉川 久	坂野 重信君
小川 仁二君	竹村 泰子君	吉川 久	坂野 重信君
久保田真苗君	菅野 寿君	吉川 久	坂野 重信君
立木 洋君	一井 淳治君	吉川 久	坂野 重信君
中村 錢一君	古川太三郎君	吉川 久	坂野 重信君
中村 錢一君	市川 正一君	吉川 久	坂野 重信君
上田耕一郎君	瀬谷 英行君	吉川 久	坂野 重信君
上田耕一郎君	星川 保松君	吉川 久	坂野 重信君
上田耕一郎君	聽濤 弘君	吉川 久	坂野 重信君

國務大臣

郵政大臣 小泉純一郎君

國民生活に関する調査会委員
辞任 補欠

労働大臣 村上 正邦君

栗原 君子君 中尾 則幸君

自治大臣 村田敬次郎君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外務
委員会に付託した。

厚生委員

南野知恵子君 森山 真弓君

厚生委員 辞任 内閣委員

森山 真弓君 南野知恵子君

厚生委員 辞任 地方行政委員

寺澤 芳男君 西川 漢君

厚生委員 辞任 地方行政委員

昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

議長の報告事項

去る五月二十八日議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

西川 漢君 下村 泰君 西川 漢君

運輸委員

辞任

下村 泰君 西川 漢君 下村 泰君

予算委員

辞任

正敏君 西川 漢君 下村 泰君

運輸委員

正敏君

久保田真苗君

同日内閣から、次の質問については、検討する必
要があり、これに日時を要するため、明示する期
限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後
段の規定による通知書を受領した。参議院議員紀平悌子君提出平成四年四月の診療
報酬改定に関する再質問（答弁することができ
る期限 六月十四日）安全施策の現況及び平成五年度において実施す
べき交通安全施策に関する計画の報告を受領し
た。去る五月三十一日議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

正敏君 西山登紀子君 下村 泰君 島袋 宗康君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会委員

辞任

前畠 幸子君 中尾 則幸君 北村 哲男君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵
委員会に付託した。租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法
第七二号）同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

長谷川 清君 吉田 之久君 長谷川 清君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を大蔵
委員会に付託した。租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法
第七二号）

決算委員

辞任

補欠

長谷川 清君

直嶋 正行君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

江本 孟紀君

直嶋 正行君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会委員

辞任

補欠

北村 哲男君

前畠 幸子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

通信委員会

理事 中村 錠一君 (中村錠一君の補欠)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、平成五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の措置を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め同日委員長から次の報告書が提出された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 (閣法)

第二十九号) 審査報告書

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第三

三号) 審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案 (閣法第四九号) 審査報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第五〇号) 審査報告書 簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案 (閣法第五一号) 審査報告書

定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金十五兆六千百七十三億五千万円に、返還金一億七千二百万円を加算した額から、同特別会計借入金の償還金五百七十八億円及び同特別会計借入金等利子負担額一千二百四十六億円を控除した十五兆四千三百五十一億二千二百五万円が地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年六月一日

地方行政委員長 佐藤 三吾

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 櫻内 義雄

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年四月二十七日

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 櫻内 義雄

第十二条第一項の表道府県の項第八号及び第九号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表道府県の項第十号中「昭和六十年度から平成三年度まで」を「昭和六十二年度から平成四年度まで」に改め、同表市町村の項第九号及び第十号中「平成二年度」を「平成四年度」に改め、同表

市町村の項第十一号中「昭和六十年度から平成三年度まで」を「昭和六十三年度から平成四年度まで」に改め、同表第三十六号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、「及び」の下に「及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十七条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という。)」を加え、同表第三十七号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表第三十八号中「昭和六十年度から平成三年度までの各年度において」を「昭和六十二年度(市町村にあつては、昭和六十三年度)から平成四年度までの各年度において」に、「基づく」を「基づく」に改め、同表第三十九号中「平成三年度から平成六十年度から平成三年度まで」を「基づく」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第五項の表道府県の項第五号中「

(1) 経常経費

— 林野の面積

— 段階補正、懲容補正及び寒冷補正

— 段階補正、密度補正、懲容補正及び寒冷補正

— 林野の面積

の項第八号及び第九号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表道府県

の項第八号及び第九号中「平成三年度まで」を「昭和六十二年度から平成四年度まで」に改め、同表市町村の項第五号

平成五年六月一日 参議院会議録第二十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

六

中】 (1) 経常経費 — 林業、水産業及び鉱業の従業者数 — 膳宿補正及び寒冷補正

】を】 (1) 経常経費 — 林業、水産業及び鉱業の従業者数 — 密度補正、膳宿補正及び寒冷補正

】に改め、同表市町村の項第八号及び第九号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和六十年度から平成三年度まで」を「昭和六十三年度から平成四年度まで」に改める。

第十四条第一項中「地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七十一条の二十六の規定による市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という。)」を「利子割交付金」に、「同法第三条」を「地方税法第三条」に改める。

附則第四条の見出し中「平成四年度」を「平成五年度」に改め、同条第一項各号別記以外の部分中「平成四年度」を「平成五年度」に、「二百十億円」を「三百七十億円」に改め、同項第一号中「平成四年度にあつては、二兆八百五十九億八十二万九千円」を「平成五年度にあつては、二兆千二百八十一億八十二万九千円」に改め、同項第三号中「平成四年度にあつては、平成三年度における借入金の額六千七百三十二億七千八百八百万円」を「平成五年度にあつては、八千五百億円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「平成五年度から」を「平成六年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成六年度	三千九百四十五億円
平成七年度	四千十五億円
平成八年度	四千八十八億円
平成九年度	五千六百九十九億円
平成十一年度	五千七百七十億円
平成十二年度	五千八百六十一億円
平成十三年度	五千九百二十六億四千万円

附則第四条中第四項を第二項とし、第五項を第四項とする。
附則第八条中「道府県民税の法人税割及び」の下に「利子割並びに」を、「市町村民税の法人税割」の下に「及び利子割交付金」を加える。
別表を次のように改める。

官 報 (号 外)

十一、臨時財政特例
債権還貸

臨時財政特例対策のため昭和二十九年法律第百三号の規定による
成四年度から平六年度までの各年度における特別に発行を許された地方債の額

千円につき

八七

- (交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中、「平成四年度」を「平成五年度」に、「二兆千八百五十九億八十二万九千円」を「二兆一千一百八十一億八十二万九千円」に、「平成四年度分の借入金限度額」を「平成五年度分の借入金限度額」に、「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同項の表中「平成五年度」五百七十八億円】を削る。

附則第六条中「平成四年度」を「平成五年度」に改める。

附則第七条中「平成四年度」を「平成五年度」に、「八千四百九十七億六千万円」を「三千六百三十億円」に、「平成五年度」を「平成六年度」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成六年度	三千九百四十五億円
平成七年度	四千十五億円
平成八年度	四千百八十八億円
平成九年度	五千六百九十億円
平成十一年度	五千七百七十億円
平成十二年度	五千八百六十一億円
平成十三年度	五千九百億円
	五千九百一十六億四千万円

(地域福祉基金費の基準財政需要額への算入)

3 平成五年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十二条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位との単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域福祉基金費	人口	一人につき 一、八九〇円

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他的事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

人口	測定単位の数値の算定の基礎 <small>官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口</small>	表示単位
----	--	------

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

5 第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成五年度分の予算から適用する。

平成五年六月一日

労働委員長 田辺 哲夫

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかかるが、労働者のよりある生活の

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の方交付税法の規定は、平成五年度分の方交付税から適用する。

平成五年六月一日 参議院会議録第二十一号 地方交付税法等の一部を改正する法律案 労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

増賃率を二割五分以上五割の範囲内において、それぞれ命令で定めること、裁量労働に係るみなし労働時間制の適用業務を命令で定めることと、年次有給休暇の勤続条件の六箇月への短縮、林業を労働時間法制の適用対象に加えること、主に中小企業の労働時間の短縮を支援するための労働時間短縮支援センターの指定等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成五年度労働保険特別会計予算の労災勘定に約七十一億三千八百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、すべての国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現し、同時に、国際協調を推進するため、年間総労働時間を早期に達成するよう、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、被子措置の対象事業については、法の下の平等の観点から極力これを限定するとともに、猶予期間中であつても、できるだけ早期に週四十時間制が実施されるよう、関係省庁が十分連携し、中小企業の事業主に対する必要な指導援助を行い、平成九年度からの週四十時間制への移行が円滑かつ確実に行われるよう努めること。

二、時間外・休日労働の割増賃率についての今回の改正は、法定労働時間外の労働に対する補償、時間外・休日労働の抑制、国際的な公正労働基準の確立等の観点から政策目標を掲げたものであるとの認識に立つて、段階的な引上げに努めること。

三、一年単位の変形労働時間制については、労働者の家庭生活との調和を図るために、合理的な一日、一週の労働時間及び連続労働日数の上限を定めること。また、制度の運用に当たっては、適用されることのないよう十分指導・監督すること。

四、年次有給休暇の最低付与日数については、ILO条約の水準を参考に、速やかにその増加を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うこと。

五、出稼労働者に対する年次有給休暇については、継続勤務要件の改善が行われたことに伴い、その実態に応じて有給休暇が付与されるよう指導基準を速やかに見直すとともに、関係業界等に対し周知徹底を図ること。

六、建設業における週休一日制等労働時間短縮を推進するため、関係省庁が十分連携し、発注時期の平準化、適正工期の確保等受注条件の改善が図られるよう努力するとともに、月給制の普及促進を図る等日給労働者の労働条件が改善されるよう十分指導すること。

七、下請企業における労働条件の改善・向上に資するため、関係省庁が十分連携し、下請振興基準の周知徹底を図るとともに、短納期発注の改善等取引慣行の是正に向けて、政府全体として強力な取組みを進める」と。

八、みなし労働時間制については、休日及び年次有給休暇の確保を含め適切な運用が行われるよう十分指導すること。また、裁量労働制の適用対象業務を定めるに当たっては、労働者保護の観点から十分慎重に検討すること。

九、労働基準法の履行確保、労働時間短縮の一層の促進を図るため、労働基準監督官等の増員をはじめ労働基準行政体制の充実強化を図ること。

第十、小、中、高等学校の完全土曜休日制の早期実施に努めること。

第十一、改正法施行三年後に、その施行状況を勘案し、今後における労働時間法制のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

を強化すること。

右決議する。

六、建設業における週休一日制等労働時間短縮を推進するため、関係省庁が十分連携し、発注時期の平準化、適正工期の確保等受注条件の改善が図られるよう努力するとともに、月給制の普及促進を図る等日給労働者の労働条件が改善されるよう十分指導すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。平成五年五月十一日
参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 横内 義雄

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

一 この条の規定による労働時間により労働させることができる」ととされる労働者（次号の対象期間の初日に使用している労働者であつて、その使用期間が当該対象期間の末日以前までに満了しないものに限る。）の範囲

二 対象期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一年以内において労働させる期間をい、一年以内の期間に限るものとする。以下この条において同じ。）

三 対象期間における労働日及び当該労働日（この労働時間（対象期間を三箇月以上の期間）とに区分することとした場合においては、当該対象期間における労働日並びに当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日以後する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における労働日」との労働時間（対象期間を三箇月以上の期間）とに区分することとした場合においては、当該対象期間における労働日並びに当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日以後する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における労働日」との労働時間及び当該最初の期間を除く各期間における総労働時間）

四 その他命令で定める事項

第三十二条の四第二項中「前項の協定で定める」を「対象期間における」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

使用者は、前項の協定で同項第三号の区分をし当該区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における総労働時間を定めたときは、当該各期間の初日の少なくとも二十日

前に、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、命令で定めるところにより、当該総労働時間を超えない範囲内において当該各期間における労働日」との労働時間を定めなければならない。

第三十二条の五第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三十七条第一項を次のように改める。

使用者が、第三十三条又は前条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の一割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ命令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第三十七条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の命令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

使用者が、午後十時から午前五時まで（労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間ににおいて労働

された場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第三十八条の二 第四項中「研究開発の業務その他の業務（当該）を削り、「ため」を「ため」と、「しない」ととするものとして当該協定」を「すること」とが困難なものとして命令」と、「に限る。」に従事する労働者の「を」のうちから労働者に就かせることとする業務を定めるとともに、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関する指示をしないこととする旨及びその」に改める。

第三十九条第一項中「一年間」を「その雇入れの日から起算して六箇月間」に改め、同条第二項中「一年」を「一年六箇月」に、「一年を超える」を「六箇月を超えて継続勤務する日から起算した」に、「一年」とを「一年（当該労働者が全労働日の八割以上出勤した一年に限る。）」に改め、同条第七項中「及び」の下に「育児休業等に関する法律第一条第一項に規定する育児休業をした期間並びに」を、「第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第一百十条 削除

第三百一十七条中「五万円以上一百万円以下」を「一十万円以上三百万円以下」に改める。

第三百一十八条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三百一十九条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三百二十条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第三十二」条の四第三項」を「第三十二条の四第四項」に改め、同条第五号中「第一百十二条の規定による行政官庁又は労働基準監督官の要求のあった場合において」を「第一百四条の二の規定による」に改める。

第三百二十二条第一項及び第二項を次のように改める。

第六十条第三項第一号中「四十八時間」の下に「（林業を除く。）」を加える。

第六十条第三項第一号中「四十八時間」の下に「以下の範囲内で命令で定める時間」を、「第三十二条の二」の下に「又は第三十二条の四」を加える。

える。

第一百四条の次に次の二条を加える。

（報告等）

命令で定める規模以下の事業又は命令で定める業種の事業に係る第三十二条第一項（第六十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、平成九年三月三十一日までの間は、第三十二条第一項中「四十時間」とあるのは、「四十時間を超えて四十四時間以下の範囲内において命令で定める時間」とする。

前項の規定により読み替えて適用する第三十二条第一項の命令は、労働者の福祉、労働時間の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

第三十二条第一項を次のように改める。

同項に規定する事業に係る第三十二条の第四項の規定の適用については、同項各号別記以外の部分中「次に掲げる事項を定めたとき定で」とあるのは「次に掲げる事項及び」と、「労働時間が四十時間」とあるのは「労働時間を四十時間（命令で定める規模以下の事業にあっては、四十時間を超えて四十二時間以下の範囲内において命令で定める時間）以内とし、当該時間を超えて労働させたときはその超ける時間を除く。）の労働について同条の規定により割増賃金を支払う定めをしたときは、第三十二条の規定にかかわらず、当該期

間を平均し一週間当たりの労働時間が同条第一項の「労働時間」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。」の場合において、使用者は、当該期間を平均し一週間当たり四十時間（前段の命令で定める時間）を超えて労働させたときは、その規模以下の事業にあっては、前段の命令で定める時間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける時間を除く。）の労働について、第三十七条の規定の例により割増賃金を支払わなければならぬ」と、同項第二号中「四十時間」とあるのは「第三十二条第一項の労働時間」とする。

第三十二条第二項中「おける」の下に「同項に規定する事業に係る」を加え、「第三十二条第一項の労働時間に相当する時間未満」を「四十二時間以下」に改め、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同条第四項中「第三十二条の五第一項」を削り、同条第三項を削る。

第三十二条第二項中「おける」の下に「同項に規定する事業に係る」を加え、「第三十二条第一項の労働時間に相当する時間未満」を「四十二時間以下」に改め、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「第三十二条の五第一項」を及び第三十二条の五第一項に改め、「及び第六十条第二項の規定により読み替えて適用する第三十二条第一項」を削り、同条第三項を削る。

第三十二条の五第一項、二、三、四、五第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する同法第三十二条の四第一項及び第三十二条の五第一項並びに同法を「第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、二、三、四、五第一項及び第二項」に改め、「あるのは、」を「あるのは」と改め、「の決議」の下に「（次条第二項において「決議」といふ。）」を加え、「第三十二条の四第三項」を「第三十二条の四第四項」に改め、「」の下に「、同

目次

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 労働時間短縮推進計画（第四条～第五条）

第三章 労働時間短縮の実施体制の整備等（第六条～第七条）

第四章 労働時間短縮実施計画（第八条～第十三条）

第五章 労働時間短縮支援センター（第十四条～第十五条）

第六章 雑則（第三十二条～第三十五条）

附則

第一章 総則

第二章 労働時間短縮推進計画

第三章 労働時間短縮の実施体制の整備等

第四章 労働時間短縮実施計画

第五章 労働時間短縮支援センター

第六章 雑則（第三十二条～第三十五条）

附則

法第三十二条の四第二項中「同意」とあるのは「同意（決議を含む。）」と「を加え、同条の次に次の章名を付する。

第十四条 労働大臣は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善を支援することにより労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十六条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行ふ者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確實に行われ、労働時間の短縮の促進その他労働者の福祉の増進に資すると認められること。

二 労働大臣は、前項の規定による指定を受けた者は、第三十二条の規定にかかわらず、当該期

題名の次に次の目次及び章名を付する。

（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第一条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

(以下「労働時間短縮支援センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

- 3 労働時間短縮支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。
- 4 労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

- 1 第十五条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。
- 2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確定な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならぬ。

(業務)

- 1 第十六条 労働時間短縮支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 労働時間の短縮に関する調査研究を行うこと。
 - 二 労働時間の短縮に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主その他の関係者に対して提供すること。
 - 三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、労働時間の短縮を支援するための業務を行うこと。

(労働時間短縮支援センターによる労働福祉事業関係業務の実施)

- 1 第十七条 労働大臣は、労働時間短縮支援センターを指定したときは、労働時間短縮支援センターに労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三条の労働福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 事業主の団体で労働時間の短縮に関する援助を行うもの又は労働時間の短縮を行う事業主に対して支給する給付金であつて、労働省令で定めるものを支給すること。

二 事業主その他の関係者に対して、第六条に規定する労働時間の短縮を効果的に実施するに必要な体制の円滑な運営に必要な知識を習得させるための研修を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、労働時間の短縮を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

四 労働時間の短縮に関する啓発活動を行うこと。

- 2 第十八条 労働時間短縮支援センターは、労働福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が労働福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務

短縮を促進するために必要な事業を行うこと。

- 2 前項第一号の給付金に該当する労働者災害補償保険法第二十三条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

- 3 労働時間短縮支援センターは、第一項に規定する業務(以下「労働福祉事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。労働時間短縮支援センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 労働大臣は、第一項の規定による届出に係る事務を課せられたる労働福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十九条 労働時間短縮支援センターは、労働福祉事業関係業務の実施による労働時間の短縮を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行ふこと。

二十一条 労働時間短縮支援センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に關し必要な事項について報告を求めることができる。

規程を変更すべきことを命ずることができるものと定める。

三 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(労働福祉事業関係給付金の支給に係る労働大臣の認可)

第十九条 労働時間短縮支援センターは、労働省令で定める業務(次条及び第二十六条第一項第一号に係る業務(「給付金業務」という。))を行う場合において、自ら同条第二項に規定する労働者災害補償保険法第二十三条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。

第二十条 労働時間短縮支援センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に關し必要な事項について報告を求めるときは、事業主に対し、必要があると認めるときは、事業主に對し、必要な事項について報告を求めることができる。

第二十一条 労働時間短縮支援センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業計画等)

第二十二条 労働時間短縮支援センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働時間短縮支援センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第二十二条 労働時間短縮支援センターは、労働福祉事業関係業務を行う場合には、労働福

祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十三条 国は、予算の範囲内において、労働時間短縮支援センターに対し、労働福祉事

業関係業務に要する費用の全部又は一部に相

当する金額を交付することができる。

(委任)

第二十四条 この章に定めるものほか、労働

時間短縮支援センターが労働福祉事業関係業

務を行う場合における労働時間短縮支援セン

ターの財務及び会計に関し必要な事項は、労

働省令で定める。

(役員の選任及び解任)

第二十五条 労働時間短縮支援センターの役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 労働時間短縮支援センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を

含む)若しくは第十八条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十六条に規定する業務に関する著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、労働時間短縮支援センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十六条 給付金業務に従事する労働時間短縮支援センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第二十七条 労働大臣は、第十六条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、労働時間短縮支援センターに對し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関する必要な報告をさせ、又は所属の職員に、労働時間短縮支援センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他物件を検査させることができる。

(指定の取消し等)

第二十九条 労働大臣は、労働時間短縮支援センターに次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条第一項の規定による指定(以下「指定」という)を取り消し、又は期間を定めて第十六条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条に規定する業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

き。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令

若しくは処分に違反したとき。

四 第十五条第一項の条件に違反したとき。

五 第十八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで労働福祉事業関係業務を行つたとき。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十八条 労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、労働時間短縮支援センターに対し、第十六条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(労働大臣による労働福祉事業関係業務の実施)

第三十条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは労働福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は労働時間短縮支援センターが労働

福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該労働福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により労働福祉事

業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている労働福祉事業関係業務を行

わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により労働福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている労働福祉事業関係業務を行わないものとする場合における当該労働福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(聴聞)

第三十一条 労働大臣は、次に掲げる処分をしにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十六条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

1 第二十五条第二項の規定による役員の解

任命令

二 第二十九条第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2 前項の聽聞に際しては、当該処分に係る者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

第六章 雜則

本則に次の三条を加える。

(罰則)

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法

人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同条の刑を科する。

第三十五条 第十九条の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした労働時間短縮支援センターの役員

は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第七条に規定する労働時間短縮推進の促進に関する臨時措置法第七条の改正規定を除く。）及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(労働時間に関する経過措置)

第二条 平成六年三月三十一日を含む一週間に係る労働時間については、この法律による改正後の労働基準法（以下「新労働基準法」という。）第二十一条第一項（新労働基準法第二百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十二条の五第一項（新労働基準法第二百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二

二、第三十二条第一項、第三十二条の四第一項（新労働基準法第二百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二

三、第三十六条、第三十七条、第六十条、第六十四条の二並びに第六十六条第一項及び第二

項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

二、第三十二条の三、第三十二条の四第一項（新労働基準法第二百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五項において同じ。）、第三十三条、第三十六条、第三十七

八、第六十四条の二並びに第六十六条第一項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

二、第三十二条の二第四項の規定に基づき同項の規定（新労働基準法第二百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の法律の施行の際現に効力を有するものに

替えて適用する旧労働基準法（以下「旧労

働基準法」）の規定により読み替えて適用する場合は、新労働基準法第三十八条の二第四項の規定に基づく就業規則その他これに準ずるものによる定めをしている一箇月

間、旧労働基準法第三十二条の三の規定に基づく同条の規定（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第七条に規定する労働時間短縮推進の促進に関する臨時措置法第七条の改正規定を除く。）及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

二、第三十二条第一項（以下この項及び次項において「読替え後の新労働基準法第三十二条第一項」とい

う。）の規定が適用されている労働者について同日を含む一週間に係る労働時間については、同日を含む一週間に係る労働時間については、読替え後の新労働基準法第三十二条第一項の規定による。

間、旧労働基準法第三十二条の三の規定に基づく同条の規定（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第七条に規定する労働時間短縮推進の促進に関する臨時措置法第七条の改正規定を除く。）による定めをしている一箇月

間、新労働基準法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する新労働基準法第三十二条第一項（以下この項及び次項において「読

替え後の新労働基準法第三十二条第一項」とい

う。）の規定が適用されている労働者について

は、読替え後の新労働基準法第三十二条第一項

の規定の例による。

5 使用者が新労働基準法第三十二条の二から第

三十二条の四第一項までの規定により労働させ

ることとしている労働者であつて、平成九年三

月三十一日においてその労働時間について読替

え後の新労働基準法第三十二条第一項の規定が

適用されているものに對しては、新労働基準法

第三十二条の二の規定に基づく就業規則その他

これに準ずるものによる定めをしている一箇月

以内の一定の期間、新労働基準法第三十二条の

三の規定に基づく同条の規定による定めをして

いる同条第二号の清算期間又は新労働基準法第

三十二条の四第一項の規定に基づく同条の規定

による定めをしている同条第二号の対象期間

（以下この項において「新労働基準法による協定等の期間」という。）のうち同日を含む新労働基

準法による協定等の期間に係る労働時間につい

ては、読替え後の新労働基準法第三十二条第一項の規定の例による。

6 平成九年三月三十一日においてこの労働時間

について新労働基準法第三十二条第一項又は

第一項の規定により読み替えて適用する新労働基準法第三十二条の四第一項又は第三十二条の五第一項の規定が適用されている労働者に関しては、同日を含む新労働基準法第百三十二条の第一項の規定により読み替えて適用する新労働基準法第三十二条の四第一項の規定に基づく同項の規定による定めをしている同項第二号の対象期間を平均し一週間にについて又は同日を含む一週間にについて使用者が四十時間を超えて労働させたときにおけるその超えた時間（新労働基準法第三十七条第一項の規定の適用を受ける時間を除く）の労働については、新労働基準法第一百三十二条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する新労働基準法第三十二条の四第一項又は第三十二条の五第一項の規定の例による。

（有給休暇に関する経過措置）
法律第二号の施行の日（次項において「施行日」という。）と、同条第二項中「一年六箇月」とあるのは「施行日から起算して一年六箇月」と、「六箇月」とあるのは「施行日から起算して一年六箇月」である。六箇月を」とする。

2 施行日前の育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項に規定する育児休業をした期間については、新労働基準法第三十九条第七項の規定は、適用しない。（報告等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に旧労働基準法第百十一条の規定により行政官庁又は労働基準監督官から要求のあった報告又は出頭は、新労働基準法第四百四条の二の規定により行政官庁又は労働基準監督官が命じた報告又は出頭とみなす。

第七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正）
第八条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項を次のように改める。
4 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業等に関する法律（平成二年法律第七十六号）第二条第三項」とあるのは、「同法第百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十二条の四第一項、同法第三十二条の五第一項、第三十六条」とあるのは、「同法第百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十二条の四第一項、同法第三十二条の四第二項、同法第百三十二条第二項の規定により読み替えて適用する法律第二条第一項」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第七十九号）第三条第一項」と、同法第三十九条第七項中「育児休業等に関する法律（平成二年法律第七十九号）第三条第一項」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第七十九号）第三条第一項」とあるのは「当該時間を超えて労働させた」とあるのは「当該時間を超えて使用者が労働させた」と、「割増賃金を支払う」とあるのは「派遣元の使用者が割増賃金を支払う」と

する同法第三十二条の五第一項、同法第三十六条

（罰則に関する経過措置）
第六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第一項及び第二項並びに第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正）
第八条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「及び第二項」を「から第三項まで」と、「同法第百三十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十二条の四第一項」を「同法第三十二条の四第一項及び第二项」に改め、「事業にあつては」とあるのは「労働者派遣法第二十六条第一項に規定する派遣就業に係る事業にあつては」と、「当該時間を超えて労働させた」とあるのは「当該時間を超えて使用者が労働させた」と、「割増賃金を支払う」とあるのは「派遣元の使用者が割増賃金を支払う」と

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月二十六日

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 横内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 横内 義雄

2 前項第二号の定期年金保険は、保険契約の効力が発生した日又は被保険者が年金支払開始年齢に達した日から年金の支払をするものでなければならない。

3 第一項第三号の養老保険は保険約款の定めるところにより保険契約者が(相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。)が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険(以下「契約者死亡後自動継続養老保険」という。)でなければならず、同号の定期年金保険は保険契約者が死亡した日から年金の支払をする定期年金保険(以下「契約者死亡後支払開始定期年金保険」という。)でなければならぬ。

4 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、国が保険契約者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合には、国は、年金の支払をする責めに任せず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、相続等承継保険契約者は年金受取人において、当該保険契約者の死亡の原因がその告げ又是告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

5 第二十二条第一項中「定期年金保険付終身保険」の下に「定期年金保険付養老保険」を改める。

6 第三十九条第一項中「若しくは財形貯蓄保険」という。の下に「同項の規定により一体として提供される養老保険及び定期年金保険(以下「定期年金保険付養老保険」という。)を「それ終身

保険」の下に「養老保険(契約者死亡後自動継続養老保険)」を加え、同項第五項とし、同項第二項中「前項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

7 第四十四条第一項に次の二項を加える。

8 第四十七条の二第二項中「第六十四条」を「第六

十一条第一項に改める。

9 第四十八条第六項中「及び第四項」を「から第五

項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第

五項中「前二項」を「前三項」に改め、「保険金」の下に「又は年金」を加え、同項を同条第六項とし、同

条第四項中「第四十条第四項ただし書」を「第四十

五項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

10 第四十九条第一項に次の二項を加える。

11 第五十一条第一項に次の二項を加える。

12 第五十二条第一項に次の二項を加える。

13 第五十三条第一項に次の二項を加える。

14 第五十四条第一項に次の二項を加える。

15 第五十五条第一項に次の二項を加える。

16 第五十六条第一項に次の二項を加える。

17 第五十七条第一項に次の二項を加える。

18 第五十八条第一項に次の二項を加える。

19 第五十九条第一項に次の二項を加える。

20 第六十条第一項に次の二項を加える。

21 第六十一条第一項に次の二項を加える。

22 第六十二条第一項に次の二項を加える。

23 第六十三条第一項に次の二項を加える。

24 第六十四条第一項に次の二項を加える。

25 第六十五条第一項に次の二項を加える。

26 第六十六条第一項に次の二項を加える。

27 第六十七条第一項に次の二項を加える。

28 第六十八条第一項に次の二項を加える。

29 第六十九条第一項に次の二項を加える。

30 第七十条第一項に次の二項を加える。

31 第七十一条第一項に次の二項を加える。

32 第七十二条第一項に次の二項を加える。

33 第七十三条第一項に次の二項を加える。

34 第七十四条第一項に次の二項を加える。

35 第七十五条第一項に次の二項を加える。

36 第七十六条第一項に次の二項を加える。

37 第七十七条第一項に次の二項を加える。

38 第七十八条第一項に次の二項を加える。

39 第七十九条第一項に次の二項を加える。

40 第八十条第一項に次の二項を加える。

41 第八十一条第一項に次の二項を加える。

42 第八十二条第一項に次の二項を加える。

43 第八十三条第一項に次の二項を加える。

44 第八十四条第一項に次の二項を加える。

45 第八十五条第一項に次の二項を加える。

46 第八十六条第一項に次の二項を加える。

47 第八十七条第一項に次の二項を加える。

48 第八十八条第一項に次の二項を加える。

49 第八十九条第一項に次の二項を加える。

50 第九十一条第一項に次の二項を加える。

51 第九十二条第一項に次の二項を加える。

52 第九十三条第一項に次の二項を加える。

53 第九十四条第一項に次の二項を加える。

54 第九十五条第一項に次の二項を加える。

55 第九十六条第一項に次の二項を加える。

56 第九十七条第一項に次の二項を加える。

57 第九十八条第一項に次の二項を加える。

58 第九十九条第一項に次の二項を加える。

59 第一百条第一項に次の二項を加える。

60 第一百零一条第一項に次の二項を加える。

61 第一百零二条第一項に次の二項を加える。

62 第一百零三条第一項に次の二項を加える。

63 第一百零四条第一項に次の二項を加える。

64 第一百零五条第一項に次の二項を加える。

65 第一百零六条第一項に次の二項を加える。

66 第一百零七条第一項に次の二項を加える。

67 第一百零八条第一項に次の二項を加える。

68 第一百零九条第一項に次の二項を加える。

69 第一百一十条第一項に次の二項を加える。

70 第一百一十一条第一項に次の二項を加える。

71 第一百一十二条第一項に次の二項を加える。

72 第一百一十三条第一項に次の二項を加える。

73 第一百一十四条第一項に次の二項を加える。

74 第一百一十五条第一項に次の二項を加える。

75 第一百一十六条第一項に次の二項を加える。

76 第一百一十七条第一項に次の二項を加える。

77 第一百一十八条第一項に次の二項を加える。

78 第一百一十九条第一項に次の二項を加える。

79 第一百二十条第一項に次の二項を加える。

80 第一百二十一条第一項に次の二項を加える。

81 第一百二十二条第一項に次の二項を加える。

82 第一百二十三条第一項に次の二項を加える。

83 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

84 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

85 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

86 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

87 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

88 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

89 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

90 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

91 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

92 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

93 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

94 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

95 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

96 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

97 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

98 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

99 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

100 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

101 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

102 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

103 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

104 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

105 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

106 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

107 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

108 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

109 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

110 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

111 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

112 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

113 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

114 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

115 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

116 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

117 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

118 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

119 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

120 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

121 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

122 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

123 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

124 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

125 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

126 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

127 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

128 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

129 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

130 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

131 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

132 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

133 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

134 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

135 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

136 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

137 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

138 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

139 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

140 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

141 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

142 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

143 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

144 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

145 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

146 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

147 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

148 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

149 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

150 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

151 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

152 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

153 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

154 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

155 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

156 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

157 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

158 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

159 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

160 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

161 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

162 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

163 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

164 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

165 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

166 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

167 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

168 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

169 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

170 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

171 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

172 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

173 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

174 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

175 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

176 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

177 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

178 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

179 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

180 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

181 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

182 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

183 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

184 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

185 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

186 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

187 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

188 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

189 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

190 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

191 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

192 第一百二十四条第一項に次の二項を加える。

193 第一百二十四条第一項に次の二項を加える

「第六節 保険金の支払」を「第六節 保険金等の支払」に改める。

第五十四条を次のように改める。

第五十六条の見出し中「保険金」を「保険金等の」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、次に掲げる場合には、

国は、年金を支払う責めに任じない。

一 保険契約者(相続等承継保険契約者を除く。第三号において同じ。)が保険契約又はその復活の効力発生後一年を経過する前に自殺したとき。

二 保険契約者の保険契約による権利義務を第五十七条第二項又は第四項の規定により承継した者(第五十八条の二において「任意承継保険契約者」という。)がこれららの規定による承継後一年を経過する前に自殺したとき。

三 被保険者が故意に保険契約者を殺したとき。

第五十七条第一項中「契約者死亡後自動継続保険」を「契約者死亡後自動継続養老保険」に改め、同条第二項中「契約者死亡後自動継続保険」を「契約者死亡後自動継続養老保険」に改め、「母は」の下に「被保険者の同意を得、かつ」を加え、「被保険者の同意」を「国の承諾」に改め、同項に次の

ただし書を加える。

ただし、定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては、年金支払事由発生日以後は、この

に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第五十七条第三項中「定期年金保険」の下に「契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。」を加え、同条第四項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約のうち保険契約者が被保険者の父又は母であるものにおいては、保険契約者でない父又は母は、年金支払事由発生日の前日までに限り、保険契約の定めるところにより國の承諾を得て、

保険契約者から保険契約による権利義務を承継することができる。ただし、その保険契約に特約が付されている場合にあつては、被保険者の同意を得なければならない。

第五十八条第一項中「契約者死亡後自動継続保険」を「契約者死亡後自動継続養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険」に改め、「前条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同項ただし書中「相続又は次条第一項」を「相続により又は第五十九条第一項」に改め、同条第二項中「前条第一項及び第四項」を「契約者死亡後自動継続養老保険」に改め、「母は」の下に「被保険者の同意を得、かつ」を加え、「被定を、契約者死後支払開始定期年金保険の保険契約にあつては同条第二項及び第五項」に改め、

同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「保険契約に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

第五十八条の二 定期年金保険付養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約に係る部分を除く。)においては、第五十

七条第二項又は第四項の規定による保険契約による権利義務の承継の当時、任意承継保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、第五十

七条第二項又は第四項の規定による保険契約による権利義務の承継の当時、任意承継保険契約者が当該承継に因が提示する質問表に掲げた質問事項につき悪意又は重大な過失によつて事実を告げず、又は真実でないことを告げた場合において、当該任意承継保険契約者が当該承継後一年を経過するまでの間に死亡したときは、國は、年金を支払う責めに任せず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、國がその事実を知り、若しくは過失によつてこれを知らなかつたとき、又は相続等承継保険契約者若しくは年金受取人において、当該任意承継保険契約者の死亡の原因がその告げ若しくは告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

保険」を「定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険」に改め、同項に次のただし書を加える。

又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては、第五十六条第三項、前条又は第七十三条

第四項の規定により年金を支払わない場合は、この限りでない。

第六十二条第一項第二号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約に係る年金額の増額(契約者死亡後自動継続養老保険への変更を含む。)ら定期年金保険付養老保険への変更を含む。)五十四条规定を削り、「までを除く。」の下に「及び第三項(第一号及び第二号)を除く。」を加える。

第六十三条中「第四項」を「第五項」に改め、「第六十四条の見出し中「保険金の」を「保険金等の」に改め、同条中「同条」を「同条第一項及び第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)において、保険契約者(相続等承継保険契約者を除く。)が保険金額の増額等変更契約の効力発生前において受けた傷害又はかかつた疾病によりその効力発生後に第七十六条第三項に規定する身体障害の状態になつてその旨の通

知があつた場合においては、同項の規定にかかわらず、保険約款の定めるところにより、当該契約に係る部分の年金額の全部又は一部を支払わないことができる。

第六十六条第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「第四十八条第四項から第六項まで」を「第六十九条第一項第三号中「定期年金保険付終身保険」の下に「定期年金保険付養老保険」を加え、同条第二項第一号中「養老保険」の下に「(定期年金保険付養老保険を除く。)」を加え、同条第三項中「場合(」の下に「契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約があつては第五十六条第三項、第五十八条の二又は第七十三条第四項の規定により年金を支払わない場合において被保険者が死したときを除き、」を加え、「主たる被保険者が死したときを除く。」を加える。」に、「場合に限る。」と、「同項」を「第一項」に改める。

官 報 (号外)

第七十一条ただし書中「とき」の下に「、契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約があつたときは、同条第四項」の免責の請求があつたときを加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第七十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部

四十八条第五項から第七項まで」に改める。

第六十九条第一項第三号中「定期年金保険付終身保険」の下に「定期年金保険付養老保険」を加え、同条第二項第一号中「養老保険」の下に「(定期年金保険付養老保険を除く。)」を加え、同条第三項中「場合(」の下に「契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約があつては第五十六条第三項、第五十八条の二又は第七十三条第四項の規定により年金を支払わない場合において被保険者が死したときを除き、」を加え、「主たる被保険者が死したときを除く。」を加える。」に、「場合に限る。」と、「同項」を「第一項」に改める。

第七十一条ただし書中「とき」の下に「、契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約があつたときは、同条第四項」の免責の請求があつたときを加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第七十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部

分を除く。）においては、保険契約の復活があつた場合においても、国は、保険契約の失効後その復活までに保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。）が死亡したときは、年金の支払をする責めに任じない。

第六十七条第一項中「定期年金保険付終身保険」の下に「又は定期年金保険付養老保険」を加え、同条に次の二項を加える。

3 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約においては、保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。）が保険契約の効力発生後（復活した保険契約についてはその復活の効力発生後とし、第五十七条第二項又は第四項の規定によりその権利義務の承継があつた保険契約についてはその承継後とする。）において受けた傷害又はかかつた疾病により保険契約の定める身体障害の状態になつた場合において、保険契約者から保険契約の定めるところによりその旨の通知があつたときは、当該保険契約については、その身体障害の状態になつた日に当該傷害又は疾病により保険契約者が死亡したものとみなして、この章の規定を適用する。ただし、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾患を原因とする場合は、この限りでない。

第六十八条第一項中「第七十六条」を「第一項及び第二項」に改める。

附 則
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に積極的に努めるべきである。

2 1 この法律による改正前の第五十四条の規定は、この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約については、なおその効力を有する。

3 1 多様化し増大する国民の保障ニーズに応えられるよう、既存商品のさらなる充実、新商品の開発など簡易生命保険制度の改善に努めるとともに、加入者福祉サービスの一層の充実に配意すること。

4 1 金融自由化の下で、簡易保険加入者がそのメリットを十分に享受できるよう、積立金の一層有利かつ確実な運用を図るとともに、運用対象を多様化するなど資金運用制度の充実に努めること。

5 1 長寿福祉社会の実現に向けて国民の自助努力を支援・促進するため、保険・年金に係る税制上の支援措置の強化を図ること。

6 1 全国の郵便局を通じて、簡易に利用できる簡易生命保険に寄せる国民の期待に応えるため、国営・非営利の事業として、国民の福祉の増進に一層貢献すること。

7 1 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を追加しようとするもので右決議する。

審査報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年六月一日

通信委員長 野別 隆俊

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

1、委員会の決定の理由
本法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図るために、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために

1、委員会の決定の理由
本法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図るために、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために

1、委員会の決定の理由
本法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図るために、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年六月一日

通信委員長 野別 隆俊

参議院議長 原 文兵衛殿

一 金融自由化の下で、簡易保険加入者がそのメリットを十分に享受できるよう、積立金の一層有利かつ確実な運用を図るとともに、運用対象を多様化するなど資金運用制度の充実に努めること。

一 長寿福祉社会の実現に向けて国民の自助努力を支援・促進するため、保険・年金に係る税制上の支援措置の強化を図ること。

一 全国郵便局を通じて、簡易に利用できる簡易生命保険に寄せる国民の期待に応えるため、事業団に対する助成金の支給を簡易保険福祉事業団に行わせようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一 費用

本法律案は、簡易生命保険の加入者の福祉の増進を図るため、加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給を簡易保険福祉事業団に行わせようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

右決議する。

一 簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に積極的に努めるべきである。

一 多様化し増大する国民の保障ニーズに応えられるよう、既存商品のさらなる充実、新商品の開発など簡易生命保険制度の改善に努めるとともに、加入者福祉サービスの一層の充実に配意すること。

一部を改正する法律案
簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(簡易保険福祉事業団法の一部改正)

第一条 簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号中「老人福祉施設、診療施設、保養施設その他の施設で政令で定めるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

二 郵政大臣は、前項の施設のうち、簡易保険

2 郵政大臣は、前項の施設のうち、簡易保険

福社事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)

第十九条第一号に規定するものの設置及び運

営を簡易保険福祉事業団に行わせるものとす
る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

LNG広域幹線パイプライン建設構想等に
する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成五年五月六日

荒木 清寛

参議院議長 原 文兵衛殿

LNG広域幹線パイプライン建設構想等に
する質問主意書

平成三年度におけるLPGガス需要は千九百三十九万トンで、昭和四十八年石油危機当時の九百七十六万トンに比べ、約二倍にも伸びており、家庭用、自動車用等と極めて幅広い分野で使用され、我が国一次エネルギー需要の約五%を占めるに至つてゐる。

特に、家庭用LPGガスは、我が国全世帯数の約五十六%に当たる千八百五十万世帯に普及してお
り、国民生活にとって必要不可欠なエネルギーと
して重要な役割を果たしている。

また、将来におけるLPGガス供給は、通商産業省の石油供給計画によれば、平成九年度には二千

百九十二万トンと予測されており、今後とも大幅な増加が見込まれている。

ところで、平成四年五月、通商産業大臣の諮問を行ひ、その中で、東京・名古屋・大阪の三大都市圏を広域の幹線パイプラインで結び、LNGを地域に供給するという提言を打ち出している。

仮に、この構想が具体化された場合、都市ガス供給区域の拡大に伴い、中小零細企業の多いLPGガス販売業者の経営を著しく圧迫し、ひいては国民生活に対するLPGガスの安定供給に支障が生ずることも懸念される。

そこで、以下の諸点について質問する。

一、幹線パイプラインの建設構想については、今後どのような手順で進める考え方か。

二、平成五年度の資源エネルギー庁予算には、幹線パイプライン等天然ガス供給基盤整備調査費として二億五千万円が計上されているが、どのように使われるようにすべきであるか。

三、ある民間機関の試算によれば、同構想による幹線パイプライン平均輸送コストは、現在の大手ガス会社のパイプライン輸送コストを大幅に上回るとの結果も出ているようであるが、経済性についてはどのように考えているのか。

四、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会は、昨年五月の中間取りまとめを具体化するため、近く審議を始めるようであるが、いつ

頃、どのような機関で行うのか。再度、この基本問題検討委員会の場で審議する考え方か。

五、幹線パイプラインの建設構想はLPGガス販売業者にも大きな影響を及ぼすものであるにもかかわらず、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス基本問題検討委員会には、LPGガス販売業界の代表は含まれていない。

そこで、同業界代表を加えた新たな機関で、基本問題検討委員会の提言事項のほか、都市ガス供給区域の拡大に伴うLPGガス販売業者との地域調整の在り方等についても検討の対象とすべきではないかと思料するがどうか。

六、ガス事業法第四十条の五では、当該法律によりその権限に属せられた事項を調査審議する地方ガス事業調整協議会が通商産業局に置かれてゐるが、その所掌事務の範囲に、一般ガス事業者とLPGガス販売業者との事業活動の調整に関する事項も含め、地域におけるガス供給が適切に行われるようにするべきではないかと思料するがどうか。

右質問する。

平成五年六月一日

参議院議長 原 文兵衛殿

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議員荒木清寛君提出LNG広域幹線パイ
プライン建設構想等に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員荒木清寛君提出LNG広域幹線パイ
プライン建設構想等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

天然ガスは、供給安定性、低環境負荷等の点で優れたエネルギーであることから、今後、我が国において一層本格的に導入すべきものとさ

れており、このため、我が国においては、LNG基地や天然ガスパイプラインなど、天然ガスの供給基盤の整備を推進することが必要となつてゐる。そのため、政府においては、平成五年度予算においては、LNG基地や天然ガスパイプラインなど、天然ガスの供給基盤の整備を推進することが必要となつてゐる。

特に、昨年五月、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス基本問題検討小委員会の中間取りまとめ(以下「中間取りまとめ」といふ。)においては、大都市圏のLNG基地の立地上の制約を克服し、天然ガスの地域的な需給格差を解消するため、三大都市圏を連携する幹線パイプライン構想が提唱されたところである。

このため、政府においては、平成五年度予算にして、天然ガスの供給基盤の整備の在り方等についての調査を実施する予定であるが、詳細な内容等については、現在、検討を行つてゐるところである。

なお、輸送コストを含め、幹線パイプライン構想の経済性については、今後、本構想が具体化していく過程で検討されるべきものと考えている。

官 報 (号 外)

四及び五について

政府においては、本年五月二十七日、液化石油ガス販売業界の代表が委員として参加している総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会を開催した。今後、同部会において中間取りまとめで提言された諸課題等を含め、需要家の利益を重視したガス供給の在り方等今後のガス事業及びこれに対する対策の在り方についての広範な事項について審議することとしている。

六について

ガス事業者の供給するガス及び液化石油ガス販売事業者が供給するガスは、現在家庭用燃料として広く普及し、それぞれ重要な役割を担っており、政府としては、これらのガスは、国民生活に不可欠かつ重要な燃料であるとの認識に立ち、ガス事業及び液化石油ガス販売事業がそれぞれの特色をいかしつつ健全な発展を遂げるよう指導してきたところであるが、これらのガスのいずれを使用するかは、最終的には消費者の自由な選択をゆだねられるべきると考えている。

政府としては、今後ともこうした基本的な考え方方に立ち、一般ガス事業者の供給区域拡張の許可に際しては、事前に公聴会を開催して広く一般の意見を聽取すること及び供給区域の拡張の許可の申請に際しては、一般ガス事業者にその申請の概要を必要に応じ液化石油ガス販売事業者に通知するよう指導することにより一般ガ

ス事業者と液化石油ガス販売事業者との紛争の防止に努めてまいりたい。

また、ガスの転換に伴う事業者間の紛争に際しては、一般ガス事業者と液化石油ガス販売事業者との話し合いを指導し、また、必要に応じ話し合いの場のあつせんを行うことにより両当事者間の紛争の円満な解決に努めてまいりたい。

官 報 (号 外)

明治
三十五年三月三十日
便物認可

平成五年六月一日 参議院会議録第二十一号

発行所
虎ノ門二丁目一〇五
東京都港区
大蔵省印刷局

電話
03
(3587)
4302

定価
本号一部
(税込)一〇〇円
送付料
(税込)三円